

専修大学北海道短期大学試験規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学北海道短期大学学則第12条の規定に基づき実施する試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「試験」とは、学事暦により期間を定めて実施する試験をいう。

(種類)

第3条 試験の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第Ⅰ・Ⅲ期本試験（第Ⅰ・Ⅲ期で終了する授業科目について実施する試験をいう。以下同じ。）
- (2) 第Ⅱ・Ⅳ期本試験（第Ⅱ・Ⅳ期で終了する授業科目及び通年で終了する授業科目について実施する試験をいう。以下同じ。）
- (3) 第Ⅰ・Ⅲ期追試験（第1号の試験を受験することができなかった者に対し、当該授業科目について実施する試験をいう。以下同じ。）
- (4) 第Ⅱ・Ⅳ期追試験（第2号の試験を受験することができなかった者に対し、当該授業科目について実施する試験をいう。以下同じ。）
- (5) 第Ⅰ・Ⅲ期再試験（第1号又は第3号の試験で不合格となった者に対し、当該授業科目について実施する試験をいう。以下同じ。）
- (6) 第Ⅱ・Ⅳ期再試験（第2号又は第4号の試験で不合格となった者に対し、当該授業科目について実施する試験をいう。以下同じ。）

(時期)

第4条 試験の実施の時期は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、実施の時期を変更することがある。

- (1) 第Ⅰ・Ⅲ期本試験 7月
- (2) 第Ⅱ・Ⅳ期本試験 2月
- (3) 第Ⅰ・Ⅲ期追試験 7月
- (4) 第Ⅱ・Ⅳ期追試験 2月
- (5) 第Ⅰ・Ⅲ期再試験 7月
- (6) 第Ⅱ・Ⅳ期再試験 2月

(試験方法)

第5条 試験は、筆記、口述又は実技によるものとする。

2 講義科目において、試験を実施しない場合は、教学委員会の承認を必要とする。

(試験時間)

第6条 試験時間は、原則として60分とする。

(試験監督)

第7条 試験監督は、当該授業科目の担当教員が行う。ただし、必要に応じて補助者を加えることができる。

- 2 試験監督者は、試験場において試験を厳正かつ円滑に実施する義務とこれに伴う権限を有する。

(試験本部及び試験委員)

第8条 試験の実施に際し、試験本部を設置し、試験本部に試験委員を置く。

- 2 試験委員は、試験の実施を統轄する義務と権限を有する。
- 3 試験委員は、教授会の承認を得て、学長が委嘱する。
- 4 試験委員は、試験の実施結果を副学長に報告しなければならない。

(受験資格の取得)

第9条 受験資格は、次の各号の所定の手続を完了することにより取得する。

- (1) 履修科目登録の手続
- (2) 学費の納入手続
- (3) その他所定の手続

- 2 前項に規定するもののほか、受験資格を取得するためには、試験を実施する授業科目について、次の各号に掲げる授業の区分に応じ、当該各号に定める出席要件を満たさなければならない。

- (1) 講義又は演習による授業 その授業実施時間数の3分の2以上の出席
- (2) 実験又は実習による授業 その授業実施時間数の8割以上の出席

- 3 前2項の規定にかかわらず、試験時において休学中又は停学中の者は、受験資格を有しない。

(受験資格の喪失)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該授業科目の受験資格を失う。ただし、第4号の規定に該当する者については、試験における不正行為者処分規程の定めによる。

- (1) 学生証を携帯していない者
- (2) 試験開始後20分を超えて遅刻した者
- (3) 試験監督者の指示に従わない者
- (4) 試験において不正行為を行った者

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に該当する者に対しては、当該授業科目の試験のみに有効とする臨時学生証による受験を認める。

- 3 前項の臨時学生証の交付を受けようとする者は、速やかに試験委員に申し出なければならない。

(受験手続)

第11条 第3条第3号及び第4号の試験の受験者は、次の各号に掲げる欠席理由の区分に応じ、当該各号に定める欠席理由を証明する書類を欠席届に添付の上、当該授業科目の担当教員又は事務部事務課へ速やかに提出し、当該試験の受験許可を得なければならない。

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1) 教育実習による欠席 | 教育実習の参加を証明するもの |
| (2) 就職試験による欠席 | 就職試験の受験を証明するもの |
| (3) 業務命令による出張又は超過勤務による欠席 | 所属長による証明書 |
| (4) 公式試合による欠席 | 公式試合の参加を証明するもの |
| (5) 天災その他の災害による欠席 | 被災を証明するもの |
| (6) 二親等以内の者の危篤又は死亡による欠席 | その者の危篤又は死亡を証明するもの |
| (7) 本人の病気又はけがによる欠席 | 医師の診断書 |
| (8) 交通機関の事故による欠席 | 遅延又は事故を証明するもの |
| (9) その他の理由による欠席 | 当該授業科目の担当教員がやむを得ない理由によるものと認められたもの |

(成績評価)

第12条 成績評価は、100点を満点とし、50点以上を合格、50点未満を不合格とする。ただし、再試験の場合は、成績評価点の上限を50点とする。

2 合格評価は、100点から80点までをA、79点から60点までをB及び59点から50点までをCとする。

(成績発表)

第13条 試験の成績結果は、9月下旬及び2月下旬に本人に通知する。

(受験者の義務)

第14条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。
- (2) 試験開始後20分以内の遅刻者は、試験監督者の入室許可を得ること。
- (3) 学生証を机上に提示すること。
- (4) 解答に先立って、学籍番号及び氏名を記入すること。
- (5) 試験開始後30分以内は、退場しないこと。
- (6) 配布された答案用紙は、必ず提出すること。
- (7) 試験場においては、物品の貸借をしないこと。

(無効答案)

第15条 次の各号のいずれかに該当する答案は、無効とする。

- (1) 第9条の規定による受験資格を有していない者の答案

- (2) 第10条第1項の規定に該当する者の答案
- (3) 学籍番号及び氏名が記入されていない答案
- (4) 不正行為（次条に規定する「不正行為」をいう。）に該当する者の答案
- (5) 授業科目の担当者、曜日又は時限を間違えて受験した者の答案
（不正行為の定義）

第16条 試験における「不正行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 代人に受験をさせ、又は代人が受験をすること。
- (2) 答案を交換すること。
- (3) カンニングペーパーを回すこと。
- (4) カンニングペーパーを使用すること。
- (5) 所持品（電子機器を含む。）その他の物に事前に書き込みをして、それを使用すること。
- (6) 他人の答案を写し、又は他人に答案を写させること。
- (7) 言語、動作、電子機器等により他人に解答の合図をし若しくは連絡をし又はこれらを受けること。
- (8) 使用が許可されていない参考書、電子機器その他の物品を使用すること。
- (9) 受験のため学生証を借り又は貸すこと。
- (10) 偽名の答案又は氏名を抹消した答案を提出すること。
- (11) 故意に無記名答案を提出すること。
- (12) 答案を提出しないこと。
- (13) 使用が許可された参考書等を借り又は貸すこと。
- (14) その他試験監督者及び試験委員が不正行為と認めること。

（不正行為の確認）

第17条 試験監督者は、不正行為を発見した場合は、その受験者の受験を直ちに中止させ、当該試験の終了後に本人を同行して試験委員に報告しなければならない。

- 2 試験委員は、学科長及び学生部委員の立会いの下に、不正行為の事実確認を行う。
- 3 試験委員は、不正行為が確認された場合は、本人に始末書を提出させ、速やかに、学長に報告しなければならない。

（不正行為者の処分）

第18条 不正行為をした者の処分は、試験における不正行為者処分規程の定めるところによる。

（規程の改廃）

第19条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。